

会津若松市道路占用料等条例 新旧対照表

【改 正 案】				【現 行】			
<p style="margin: 0;">附 則</p> <p style="margin: 0;">1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>							
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	占用料		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	占用料	
		単位	金額			単位	金額
	第1種電柱	1本につき1年	420円		第1種電柱	1本につき1年	350円
	第2種電柱		650円		第2種電柱		540円
	第3種電柱		880円		第3種電柱		730円
	第1種電話柱		380円		第1種電話柱		320円
	第2種電話柱		610円		第2種電話柱		500円
	第3種電話柱		830円		第3種電話柱		690円
	その他の柱類		38円		その他の柱類		32円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
	地下電線その他地下に設ける線類		2円		地下電線その他地下に設ける線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	310円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円
	郵便差出箱		320円		郵便差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190円
	外径が1メートル以上のもの		450円		外径が1メートル以上のもの		380円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		760円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		630円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額

	上空に設ける通路			480円	
	地下に設ける通路			290円	
	その他のもの			760円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	
	標識		1本につき1年	610円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		10円
		その他のもの	1本につき1月		96円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事中のものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		10円
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		96円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		960円	
	その他のもの			480円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		760円	
政令第7条第4号に掲げる工事中の施設及び同条第5号に掲げる工事中の材料		占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.013 を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに 0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.013 を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに 0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.033 を乗じて得た額	

	上空に設ける通路			480円	
	地下に設ける通路			290円	
	その他のもの			630円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	
	標識		1本につき1年	500円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		10円
		その他のもの	1本につき1月		96円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事中のものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		10円
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		96円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		960円	
	その他のもの			480円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		630円	
政令第7条第4号に掲げる工事中の施設及び同条第5号に掲げる工事中の材料		占用面積1平方メートルにつき1月		96円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				63円	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.014 を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに 0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.014 を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに 0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに 0.034 を乗じて得た額	